

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 当選の効力に関する審査申立てに対する 裁決 【選挙管理委員会】	
		担当課（室）	選挙管理委員会	
				目次
				担当課（室）

◎岡山県選管告示第六十九号

令和八年四月五日執行の和気町議会議員補欠選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

令和八年八月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

令和 8 年 8 月 2 1 日 岡山県公報 号外

裁 決 書

審査申立人

岡山県和気郡和気町 381 番地 6

山 下 満

上記代理人

岡山県岡山市北区南方 1 - 7 - 13

リベルテ南方 2 階 奥田法律事務所

弁護士 奥 田 哲 也

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 8 年 6 月 22 日付けで提起された、同年 4 月 5 日執行の和気町議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、岡山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

用 語

本裁決で使用する用語については、次のとおりとする。

用語	内容
前々住所地	岡山市東区 ・ 申立人が前住所地に令和 7 年 12 月 11 日を転入日として転入の届出をするまで住民登録していた実家 ・ 現在も申立人の妻及び子が居住している。
前住所地	和気町 ・ 申立人が令和 7 年 12 月 11 日に住民登録を行った住宅
現住所地	和気町 ・ 申立人が前住所地から令和 8 年 3 月 1 日を転居日として転居の届出をした住宅
事務所	和気町 ・ 申立人が設置したコンテナハウス

令和 8 年 8 月 2 1 日 岡山県公報 号外

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関する異議の申出（以下「異議の申出」という。）について、和気町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が令和 8 年 6 月 1 日付けで行った、申立人の当選を無効とする旨の決定を取り消す裁決を求めるものである。

その理由とするところを審査申立書に従って要約すれば、次のとおりである。

- 1 申立人は、令和 7 年 12 月 11 日に前住所地への転入届を行ったが、前住所地は老朽化が進みトイレも風呂も使用できなかったため、申立人は居住には適さないと判断して、しばらくは知人 A 宅の間借りや、前々住所地にて寝起きしていた。

前住所地がこうした状況であったため、申立人は令和 7 年 12 月 20 日に、知人 B から無償提供された土地に事務所としてコンテナハウスを設置した。事務所には電気、水道、エアコン、ストーブが完備され、シャワー室及びトイレも配備されていたが、水道が公共ますに接続できなかったことから使用できず、隣接する知人 C の店舗（旧ガソリンスタンド）のトイレや知人 C 宅の風呂を借りて使用し、トイレに敷設された手洗い場にて洗面などを行っていたが、実際には、前々住所地と和気町との間を行き来しており、前々住所地での寝泊まりや風呂、トイレを使用することも多かった。令和 8 年 1 月 4 日からは正式に事務所への居住を開始し、申立人の後援会（以下「後援会」という。）の事務所としても使用した。ただし、以前と同様、事務所内のシャワー、トイレは使用できなかったため、前述のとおり隣地の知人 C の店舗（旧ガソリンスタンド）のトイレを借りて使用し、また知人 C 宅の風呂を借りて入浴させてもらうなどしていた。

令和 8 年 1 月 20 日には大型 TENT を借りて事務所の隣に設置し、TENT 内四方に木製コンパネを張って来客接待を行うことが可能になり、また、これ以降は知人 C の自宅、店舗（旧ガソリンスタンド）から水道を分岐してもらい、同 TENT 内で水道やキッチンを使用することが可能となった。

申立人は、令和 8 年 1 月 4 日以降は基本的に事務所にて寝起きしていたが、食事はほとんど弁当等の購入や外食に頼っており、週 2 ～ 3 回程度は日中又は夜間に入浴、洗濯のため前々住所地に行き来しており、また多忙時には車中泊を行うこともある、という生活を送っていた。

- 2 申立人は、上記のとおり事務所における生活に若干の不便があったことから、令和

令和 8 年 8 月 2 1 日 岡山県公報 号外

8 年 2 月 14 日に、台所、風呂、トイレ、暖房などが完備された現住所地を賃借した。令和 8 年 3 月 1 日に現住所地へ住民票を異動し、以降は現在に至るまで、現住所地において居住している。異議の申出に係る決定書（以下「決定書」という。）において、この間の現住所地における電気、水道の使用量が少ないと指摘されているが、申立人は常に節電を心がけていたし、現住所地での炊事はしていなかったこと、入浴も頻度は少なかったことから、何ら不自然な状況ではない。

裁 決 の 理 由

1 審査申立ての経緯等について

本件選挙における申立人の当選の効力に関し不服がある選挙人から、令和 8 年 4 月 8 日付けで町委員会に対して異議の申出が提起され、これに対し、町委員会が同年 6 月 1 日付けで、本件選挙において申立人を当選人と決定した当該選挙会の決定を取り消し、申立人の当選を無効とする旨の決定を行った。

申立人は、この町委員会の決定を不服として、令和 8 年 6 月 22 日付けで県委員会に対し、本件選挙における当選の効力を争うものとして、町委員会の決定の取り消しを求める審査の申立てを行った。

県委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めた上でこれを受理し、町委員会から弁明書を徴し、申立人から反論書の提出を受けた。

また、申立人及び町委員会、本件審理に係る書類その他の物件の所持人に対して、関係する証拠物件の提出を求め、これらの提出された書面を基に審理を行った。

2 県委員会の判断

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 9 条第 2 項は、日本国民たる年齢満 18 年以上の者で引き続き 3 か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すると規定しており、同法第 10 条第 1 項第 5 号は、市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満 25 年以上のものが被選挙権を有すると規定している。

住所については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 22 条は、各人の生活の本拠をその者の住所とすると規定しており、特に、選挙に関しては、住所は 1 人につき 1 か所に限定されているものと解すべきである（昭和 23 年 12 月 18 日最高裁判所判決）。

また、選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生

令和 8 年 8 月 2 1 日 岡山県公報 号外

活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、私生活の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく（昭和 35 年 3 月 22 日最高裁判所判決）、一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないものと解すべきである（平成 9 年 8 月 25 日最高裁判所判決）。

さらに、各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解すべきである（平成 23 年 12 月 20 日大阪高等裁判所判決）。

県委員会は、こうした観点に立ち、これら判決の内容を判断基準として、申立人が、本件選挙の被選挙権の要件である引き続き 3 か月以上、すなわち令和 8 年 1 月 5 日から同年 4 月 5 日までの間、和気町内に引き続き住所を有する者であったか否か、次のとおり判断する。

（１）審査申立ての要旨 1 について

申立人は、令和 8 年 1 月 4 日から事務所に居住していたことを理由に、本件選挙における被選挙権を有していたものと主張している。したがって、県委員会では、事務所に申立人の生活の本拠があったかを検討する。

ア 事務所について

事務所は、申立人が知人 B から無償で提供を受けた和気町の土地に設置し、前々住所地からは約 30 km の距離に位置する。

前々住所地には申立人の妻及び子が居住しており、申立人は、事務所へ居住を開始したとする令和 8 年 1 月 4 日以降も、週 2 ～ 3 回程度は入浴や洗濯のために、前々住所地に行き来していたと述べている。

申立人は、審査申立書において、「山下満氏に 2 間×4 間のコンテナハウスを貸し出しました」とする建設業者の貸出証明書を添付しているが、県委員会が当該業者からコンテナハウスの平面図の写しを徴したところ、その面積は 10.74 m² であることが分かった。

なお、事務所の設置日について、申立人は、知人 B から無償提供された土地に、

令和 8 年 8 月 2 1 日 岡山県公報 号外

令和 7 年 12 月 20 日に事務所としてコンテナハウスを設置したと主張しているが、県委員会が町委員会から本件選挙に係る選挙事務所の設置届及び選挙運動費用収支報告書の写しを徴したところ、申立人は、事務所を選挙事務所として届け出ており、選挙事務所の土地は令和 8 年 1 月 5 日に無償提供を受け、選挙事務所となるコンテナハウスは同月 10 日に無償提供を受けた、とされていた。

イ 事務所における電気使用量について

申立人によると、令和 8 年 2 月以前の使用状況がわかる領収書等については、既に破棄しているとのことであり、提出されていない。したがって、町委員会は、令和 8 年 1 月及び 2 月における事務所での電気の使用状況の事実を確認する物証はないと判断している。

これに対し申立人は、令和 8 年 1 月 7 日付けの政治団体設立届によって県委員会に届け出たという事実が明らかであることから、電気代の領収書が現存しないからといって、事務所における電気の使用事実がないことにはならないと主張する。

そこで、県委員会では、事務所を設置したとされる令和 7 年 12 月以降の電気使用量について、電力会社に対して職権による調査を行い、下記のとおり回答を得た。

年月	電気使用量 (kWh)	使用料金 (円)	使用量の算定期間
2026 年 2 月 5 日付けで新規に契約を開始			
2026 年 2 月	0	317	2 月 5 日～2 月 16 日
2026 年 3 月	19	907	2 月 17 日～3 月 16 日
2026 年 4 月	36	1,605	3 月 17 日～4 月 15 日
2026 年 5 月	1	764	4 月 16 日～5 月 14 日

これによると、申立人が事務所への居住を開始したと主張する令和 8 年 1 月 4 日以降の事務所における電気使用量は、同年 2 月 5 日から同月 16 日までは 0kWh、同月 17 日から同年 3 月 16 日までは 19kWh である。また、電気使用の契約開始日は、同年 2 月 5 日であり、それまでは電気を一切使用していない。

東京都環境局「家庭のエネルギー消費動向実態調査」（データは全て令和 6 年のもの）によると、平均的な戸建住宅の 1 人世帯における電気使用量は、1 月は 295kWh（集合住宅の場合は 174kWh）、3 月は 285kWh（集合住宅の場合は 161kWh）

令和 8 年 8 月 2 1 日 岡山県公報 号外

とされる。事務所はコンテナハウスであることから、一概に比較できるものではないが、申立人の事務所における電気使用量は平均に比べ著しく少ないものと認められる。

以上のことから、申立人は令和 8 年 1 月 4 日から正式に事務所への居住を開始したと主張するが、同年 2 月 4 日までは事務所で電気を一切使用しておらず、それ以降も電気使用量が著しく少ない。申立人の主張によれば、事務所は居住するだけでなく、同年 1 月 4 日からは後援会事務所としても使用していた（ただし、後述のとおり、後援会の組織年月日は同月 7 日とされている。）のであり、これらの用途のある事務所で電気を一切使用しない、又は電気使用量が著しく少ないことは社会通念上考えられない。したがって、申立人が主張する同年 1 月 4 日以降は基本的に事務所にて寝起きしていたという事実は認められない。

ウ 事務所における水道使用量について

前述のとおり、申立人は、事務所の水道は公共ますに接続されておらず使用ができなかったところ、令和 8 年 1 月 20 日以降に知人 C 宅（事務所及び店舗（旧ガソリンスタンド）から国道 374 号を挟んだ対面に位置する。）、事務所の隣地にある店舗（旧ガソリンスタンド）から水道を分岐してもらい、事務所横のテント内で水道、キッチンの使用が可能となったと主張している。決定書によると、この水道使用にあたっては、申立人は知人 C に対して毎月定額の使用料を支払っていたが、水道管の分岐点にメーターを設置していないことから、事務所における水道使用量は不明であるとされており、この事実について申立人は反論等していない。

また、申立人は、反論書において、令和 8 年 1 月初めから同年 2 月末までの間、日常的に隣地の店舗（旧ガソリンスタンド）のトイレを借りて使用し、当該トイレに付設された洗面所で手洗い、洗顔、簡単な洗濯等を行っていたと主張している。

そこで、県委員会において、事務所の所在する土地及び店舗（旧ガソリンスタンド）における令和 7 年 12 月から令和 8 年 4 月までの上下水道の使用状況等について調査を行ったところ、和気町長から、平成 26 年 11 月 26 日に水道・下水ともに使用休止となっている旨の回答があった。これにより、申立人の主張と異なり、少なくとも店舗（旧ガソリンスタンド）の水道は使用されていないことが

令和 8 年 8 月 2 1 日 岡山県公報 号外

分かった。したがって、申立人が主張する、日常的に店舗（旧ガソリンスタンド）のトイレを借りて使用し、当該トイレに付設された洗面所で手洗い、洗顔、簡単な洗濯等を行っていた事実は認められない。

なお、申立人は知人C宅から事務所へ水道を分岐したと主張するが、知人C宅から国道を渡って事務所に水道を分岐することは、通常は考えられない事態である。

エ 事務所におけるガス使用量について

申立人は、事務所においてガスを使用した旨の主張はしていないことから、事務所におけるガスの使用はないものと認める。

オ 住民登録等の状況について

申立人が証拠書類として提出した住民票によると、申立人は令和 7 年 12 月 11 日に前々住所地から前住所地に転入し、令和 8 年 3 月 1 日に前住所地から現住所地に転居している。また、決定書によると、個人番号カードについては、令和 7 年 12 月 11 日付けで前住所地へ、令和 8 年 3 月 12 日付けで現住所地への住所変更がなされ、運転免許証については、前々住所地のままとされており、この事実について申立人は反論等していない。

以上のとおり、申立人が、住民登録をはじめとした公的な本人確認書類に係る住所変更を行うに当たり、事務所を住所とした事実は一切確認できない。

カ 県委員会への政治団体に関する届出について

申立人が令和 8 年 1 月 7 日付けで県委員会に届け出ている政治団体設立届によると、後援会の組織年月日は同日であり、代表者及び会計責任者は、申立人とされ、同日時点の「主たる事務所の所在地」、「代表者の住所」及び「会計責任者の住所」は前住所地とされている。この「主たる事務所の所在地」、「代表者の住所」及び「会計責任者の住所」については、令和 8 年 3 月 27 日付けで県委員会に届け出ている届出事項等の異動届において、同月 22 日に前住所地から現住所地へと異動があったとされている。

以上のとおり、申立人が、政治団体に関する届出に当たり、事務所を住所とした事実は一切確認できない。

キ 知人Cの証明について

申立人から証拠書類として提出された、知人Cによる証明書では、「以前當ん

令和 8 年 8 月 2 1 日 岡山県公報 号外

でいたガソリンスタンド～略～の隣に山下満さんが選挙事務所を設けられたので、私が所有するトイレ、洗面、水道を山下さんに貸していました」とされているが、店舗（旧ガソリンスタンド）における上下水道が平成 26 年 11 月 26 日に使用休止となっていることは先述のとおりである。また、「今年の年明けから選挙が終わるまでの間、しょっちゅう山下さんと顔を合わせていました。朝早くや夜遅くにも見かけていたので、山下さんはその事務所に寝泊まりされていたと思います」とされていることについては、その具体的な頻度も不明であり、また、申立人は前々住所地への帰宅や、多忙時には車中泊を行っていたことも主張していることから、早朝又は夜遅くに事務所で見かけたことのみをもって、事務所に寝泊まりをしていたことを証明するものとは認められない。

さらに、「自宅の風呂を貸してあげることもありました」との証言についても、それをもって申立人が事務所に寝泊まりをしていたことを推認させるに足りる客観的証拠とは認められない。

ク その他

申立人からは、事務所での居住実態が分かる、和気町内又はその付近での買い物等に係る領収書等の証拠は提出されていない。

以上、県委員会が職権により実施した関係各所への調査結果に加え、町委員会及び申立人から提出された証拠書類等を総合的に勘案すると、特に申立人が週 2～3 回程度は妻と子の居住する前々住所地に行き来していた事実、事務所での電気や水道の使用実態、申立人の住民登録等の状況から、事務所が生活の本拠としての実体を具備していたとは認められない。また、申立人から、令和 8 年 1 月 4 日から現住所地に転居するまでの間、事務所以外の場所を生活の本拠としていたとする主張もない。

したがって、少なくとも当該期間において、申立人が和気町内に住所を有していた事実は認めることができない。

(2) 審査申立ての要旨 2 について

上述のとおり、令和 8 年 1 月 4 日から現住所地に転居するまでの間、申立人が和気町内に住所を有していた事実を認めることはできないことから、仮に申立人が主張するように、令和 8 年 3 月 1 日から現住所地に住所を有していたとしても、申立人は本件選挙に関して、公職選挙法第 9 条第 2 項に定める選挙権を有せず、そのた

令和 8 年 8 月 2 1 日 岡山県公報 号外

め、同法第 10 条第 1 項第 5 号に定める市町村の議会の議員についての被選挙権を有しない。したがって、現住所地への居住の実態に係る県委員会の判断は行わない。

3 結論

以上のとおり、申立人は、令和 8 年 4 月 5 日の時点で、引き続き 3 か月以上、和気町の区域内に住所を有していたとは認められないので、本件選挙の被選挙権を有しておらず、申立人の本件審査の申立ては、理由がない。

よって、主文のとおり裁決する。

令和 8 年 8 月 21 日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

委 員 大 本 裕 志

委 員 西 康 宏

委 員 山 名 千 代